

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年4月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800337号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900002号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成15年4月1日から同年5月1日までの期間、平成21年8月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年4月の標準報酬月額については38万円から41万円、平成21年8月から平成23年8月までの標準報酬月額については41万円から44万円、平成24年8月から平成27年8月までの標準報酬月額については38万円から44万円とする。

平成15年4月、平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成27年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月、平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成27年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成14年7月1日から平成15年4月1日までの期間、平成15年5月1日から平成23年9月1日までの期間及び平成24年8月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年7月から平成15年3月までの期間及び平成15年5月から平成16年8月までの期間に係る標準報酬月額については38万円から41万円、平成16年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については41万円から44万円、平成19年9月から平成21年7月までの標準報酬月額については41万円から50万円、平成21年8月の標準報酬月額については50万円、平成21年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については47万円、平成22年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については50万円、平成24年8月の標準報酬月額については47万円、平成24年9月から平成25年8月までの標準報酬月額については50万円、平成25年9月から平成26年8月までの標準報酬月額については47万円とする。

平成14年7月から平成15年3月までの期間、平成15年5月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(平成21年8月から平成23年8月までの期間及び平成24年8月から平成26年8月までの期間は44万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日まで
② 平成 24 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と異なっている。給与明細書等を提出するので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間並びに請求期間②について、請求者から提出された預金通帳の写し及び給与明細書（以下「給与明細書等」という。）並びに A 社から提出された請求者の当該期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿等」という。）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、平成 21 年 8 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間及び平成 24 年 8 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等及び源泉徴収簿等により確認又は推認できる本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 4 月は 41 万円、平成 21 年 8 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 8 月から平成 27 年 8 月までの期間は 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは平成 15 年 4 月、平成 21 年 8 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 8 月から平成 27 年 8 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、A 社に係る商業登記簿謄本により確認できる取締役の一人は、当該期間に係る届出について、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して誤った届け出を行ったことを認めており、当該期間に係る保険料についてはオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく保険料を納付した旨陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 4 月、平成 21 年 8 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 8 月から平成 27 年 8 月ま

での期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 14 年 7 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間及び平成 15 年 5 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間並びに請求期間②のうち、平成 24 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間について、給与明細書等及び源泉徴収簿等により確認できる請求者に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を平成 14 年 7 月から平成 15 年 3 月までの期間及び平成 15 年 5 月から平成 16 年 8 月までの期間は 41 万円、平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 44 万円、平成 19 年 9 月から平成 21 年 8 月までは 50 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 47 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までは 50 万円、平成 24 年 8 月は 47 万円、平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までは 50 万円、平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 47 万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（平成 21 年 8 月から平成 23 年 8 月までの期間及び平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月までの期間は 44 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800353号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年12月21日から平成15年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社の退職日は平成14年12月31日であり、厚生年金保険料が控除されている同年12月分の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成14年12月分の給与明細書により、標準報酬月額56万円に基づく厚生年金保険料4万8,580円が控除されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、同社の厚生年金保険料の控除方法は当月控除である旨回答している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は平成14年12月20日と記録されている上、同社から提出された請求者に係る退職届及び退職所得申告書には、いずれも、請求者の退職日は平成14年12月20日である旨記載されており、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社事業主が、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成14年12月21日と届出したことが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間を含む平成14年12月21日から平成15年10月21日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、請求者は同僚に対する照会を希望していないことから、請求期間に係る勤務実態について照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。